Press　Release

東広島市

令和７年３月 24 日
部　署：消防局消防総務課
電話番号：(082) 422-6062

消防職員のサングラス着用についてご理解ください

日光による視界不良の解消や紫外線による目への健康被害を軽減する目的で、消防職員の勤務中におけるサングラス着用を開始します。

安全な活動、隊員の健康保持のために、ご理解をお願いします。

１　実施時期

令和７年４月１日(火)から

２　着用の必要性

（１）安全管理上の必要性

・運転中や道路上での活動中に、車両や信号が見えづらくなることや、操船中、水面に反射した日光で視界が遮られることがあり、事故の危険度が高まる。

・はしご車のはしご操作時に、はしごや建物が見えづらくなることや、ドローン操縦時にドローンを見失うおそれがあり、思わぬ事故に繋がる可能性がある。

（２）健康管理上の必要性

・紫外線は眼に様々な影響を与え、視力低下や病気による失明のリスクがある。
短時間でも、結膜充血や紫外線結膜炎などの急性疾患を起こすおそれがあり、長期間の場合は、翼状片、白内障などの慢性疾患を起こすリスクがある。

３　着用上の決まり

・市民と接するときには、威圧感、不快感を与えないように、原則サングラスを外す。

・サングラスの形状や色調は華美又は奇抜でないものとし、事前に所属長の承認を受ける。